

2026年2月26日

「ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き (TERP22)」(第18版)の改正要旨

認定センター 試験認証認定課
ASNITE 試験事業者事務局

「ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き (TERP22)」を以下のように改正する。

- ・ ASNITE 試験事業者プログラムと ASNITE 試験事業者 (環境) プログラムの統合に伴う文書の統合。主な変更点を別表に示す。
- ・ その他、字句の修正

以上

別表 TERP22 ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き (第18版) 主な変更点

変更箇所		(参考)	変更内容
第17版	第18版	ENRP32* 第7版	
第1章 第3節 1. 認定機関	同左	第1章 第3節 1. 認定機関	第1章第1節にあった ILAC MRA の説明を修正して移動。
第1章 第3節 2. 運営規格等	同左	第1章 第3節 2. 運営規格等	ISO/IEC 17025 は認定機関に対する要求事項ではないため削除。
(追加)	第1章 第3節 4. IAJapan の機構	第1章 第3節 4. IAJapan の機構	IAJapan の機構に関する説明を追加。
(追加)	第2章 第1節	はじめに	現 ASNITE 試験事業者 (環境) プログラムに適用されている「申請及び審査の使用言語は日本語のみ」を新 ASNITE 試験事業者プログラム全体に適用
(追加)	第2章 第3節	第2章 第3節	ASNITE 試験事業者 (環境) スキーム (ASNITE-T(E)スキーム) に適用されているフレキシブルスコープ認定の申請について追加。
第2章 第3節	様式集	様式集	申請様式の記入例は様式集に移動。

第2章 第4節	第2章 第3節に 統合	第2章 第3節	申請は認定申請審査業務システムを利用した方法を原則とし、その他の申請方法の説明を削除、第2章第3節に移動。
第3章 第1節	(削除)	第3章 第1節	「また、審査の過程で IAJapan 又は審査チームから不適合事項に対する是正報告書の提出が求められる (中略) 原則 60 営業日を上限とします。」の内容は第3章 第1節 3. と重複するため削除。
(追加)	第3章 第1節	(追加)	標準処理期間に関する説明を追加。
第3章 第1節 3. 現地/遠隔審査	第3章 第1節 3. 現地審査	(該当なし)	初回の認定審査では遠隔審査を適用しないため、遠隔審査に関する条項を削除。
第3章 第1節 3. 現地/遠隔審査	第3章 第1節 3. 現地審査	第3章 第1節 3. 現地審査	現地審査のスケジュールは認定範囲等によって変わるため、典型的なスケジュールの例を削除。
第5章 第3節	同左	(該当なし)	遠隔審査を適用する場合があることを追加。
第5章 第5節	(削除)	第5章 第5節	個人からの申請を想定していないため、「相続」を削除。(ISO/IEC 17025:2017 5.1)
別表1 申請書類	同左	別表1 申請資料	審査の種類ごとに提出書類を明確化。
様式集	同左	見え消し版	申請書類の様式は現 ASNITE 試験事業者 (環境) プログラムのものを一部改正する。「JNLA との合同審査を希望され、かつ内容が同一であれば、各様式名に記された JNLA の様式で代用可能」であることを追記。

*ENRP32： 「ASNITE 試験事業者 (環境) 認定の取得と維持のための手引き」。「ASNITE 試験事業者認定の取得と維持のための手引き (TERP22)」第 18 版に統合し、TERP22 第 18 版の適用日の前日をもって廃止。